議員発議案第１号

国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書

我が国は近年、豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雪など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の激甚化、頻発化にさらされている。本年も、台風15号、17号、19号などで甚大な被害が発生しており、自然災害に事前から備える国土強靱化の更なる推進が喫緊の課題となっている。

本県においても、これまでにさまざまな自然災害に見舞われ、南海トラフ地震などの大規模災害の発生が懸念されており、高速道路のミッシングリンクの解消や４車線化等による道路ネットワークの機能強化をはじめ河川・海岸堤防や港湾施設などの社会資本の整備を早急に進めるためにも緊急対策を拡充・継続していくことが必要である。

一方で、現有ストックの老朽化が進んでいるため、平常時はもとより、社会資本が災害時に確実に機能を発揮できるよう、必要な対策を講じていくことが求められており、予防保全への転換を図りながら、中長期的な視点に立って戦略的に修繕や更新等を進めていくための予算の確保が不可欠となっている。

よって、国会及び政府においては、これらの状況を踏まえ、自然災害の未然防止と発生後の迅速な対応に向け、地方創生の取組とも連携した国土強靱化対策のより一層の推進が図られるよう、下記事項に特段の措置を講じることを強く要望する。

記

１　県民の生命、財産を守るため、「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」を拡充するとともに、令和３年度以降も継続すること。また、国や県が行う対策に必要な予算の総額確保を図ること。

２　長寿命化計画に基づく現有ストックの戦略的な修繕や更新等が確実に進められるよう、

(1)　老朽化対策に必要な予算の別枠確保及び補助化による重点整備を図ること。

(2)　補助化の際には、地方負担分について地方財政措置の拡充を行うこと。

３　長期安定的に必要な社会資本整備、管理が進められるよう、新たな財源を創設すること。

４　災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、国の地方支分部局、とりわけ地方整備局及び河川国道事務所・出張所の人員体制の維持・充実を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和元年１２月１１日

宮　崎　県　議　会

衆議院議長　大島理森　殿
参議院議長　山東昭子　殿
内閣総理大臣　安倍晋三　殿
財務大臣　麻生太郎　殿
総務大臣　高市早苗　殿
国土交通大臣　赤羽一嘉　殿
内閣官房長官　菅義偉　殿
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣(防災)　武田良太　殿